

令和6年度外部専門家を活用した支援体制充実事業実施要項

(保育所・幼稚園・認定こども園)

1 趣旨

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校等、高等学校（以下「所・園」「学校」という）における特別支援教育の推進体制を整備するとともに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関からの専門性の高い助言や援助を所・園、学校に提供することで、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実に努める。

2 事業内容

所・園に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び支援を行うため、専門的な知識や経験を有する相談員を派遣する巡回相談を実施する。

3 派遣する相談員等

県教育委員会が設置する専門家チーム、学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で巡回相談チームを組織し、所・園に派遣する。

4 事業の対象

県内に設置された所・園

5 事業の実施

(1) 申込みについて

実施市町村	実施機関	提出先	提出書類
室戸市・安芸市 安芸郡	・保育所 ・私立・公立の幼稚園 ・認定こども園	当該所管課経由で山田特別支援 学校田野分校 ※私立幼は、直接田野分校	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式1） ・個別の指導計画 （様式3） ・チェックリスト （様式4）
高知市・土佐市 須崎市	・保育所 ・私立・公立の幼稚園 ・認定こども園 ・国立の幼稚園 ※高知市の保育所、公立の 幼稚園は除く	当該所管課経由で高知若草特別 支援学校 ※私立及び国立幼は、直接高知若 草特別支援学校	
香南市・香美市 南国市・長岡郡 土佐郡・吾川郡 高岡郡 （四万十町以外）	・保育所 ・私立・公立の幼稚園 ・認定こども園	当該所管課経由で高知若草特別 支援学校 ※私立幼は、直接高知若草特別支 援学校	
四万十町・宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡	・保育所 ・私立・公立の幼稚園 ・認定こども園	当該所管課経由で中村特別支援 学校 ※私立幼は、直接中村特別支援学 校	

(ア) 同一対象幼児の2回目以降の相談は、助言を受けて実施した指導・支援やそれに伴う幼児の変容を上記提出書類に反映させて申し込んでください。

(イ) 様式3については、所・園で作成している個別の指導計画に替えて提出することもできます。

(ウ) 各様式は、特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。

(エ) 提出書類については、個人情報を取扱いますので、郵送にて提出してください。

(2) 事業実施期間及び申込書の提出期限

	申込書等の提出期限	実施期間
I期	令和6年5月2日(木)	令和6年6月3日(月) ~ 令和6年7月12日(金)
II期	令和6年7月26日(金)	令和6年9月2日(月) ~ 令和6年12月9日(月)
III期	令和6年11月27日(水)	令和7年1月10日(金) ~ 令和7年3月7日(金)

*実施期間外や申込書提出期限後に要請の必要な状況が発生した場合は、申込先の学校等にご相談ください。

6 事業の決定

高知若草特別支援学校、中村特別支援学校、山田特別支援学校田野分校及び特別支援教育課が、日程調整等を行ったうえで派遣実施を決定し、私立・国立は直接所長・園長へ、その他は各所管課長へ、県教育委員会から通知する。

(所管課からの参加者がある場合は、県からの通知の内容に併せて、各所・園へ事前に必ずお知らせください。)

7 事業の実施の留意事項

(1) 申込みにあたっては、以下の点をふまえること

- ・原則として3歳児健康診断を受けた後の幼児を事業の対象とする。
- ・対象の幼児について、所・園内で支援策を検討していること。
- ・当日の進行は、「巡回相談の進行モデル」を参照し、所・園が行うこと。

(2) 相談資料について

- ・幼児の作品等準備できるものがあれば、申込み時に提出する。

(3) 個人情報の保護について

- ・相談資料、関係機関との情報交換、協議等に際して提供される個人情報については、相談終了時に回収するなど個人情報の保護に留意し、特に慎重な取扱いをすること。
- ・個別の指導計画、相談資料等は、送付時に個人名を削除する又はA、B、C等に変換し、個人が特定できないようにすること。

8 報告

(1) 本事業を活用した所・園は、巡回相談後の取組について、下記の期日までに報告書(様式2)により、申込時と同様の提出先に提出すること。

I期	令和6年9月24日(火)	II期	令和7年1月27日(月)	III期	令和7年3月17日(月)
----	--------------	-----	--------------	------	--------------

(2) 高知若草特別支援学校、中村特別支援学校及び山田特別支援学校田野分校は、各期実施期間終了後すみやかに特別支援教育課長に実績報告(様式5)を電子データにて提出すること。

9 経費

本事業に係る経費については、特別支援教育課が負担する。

10 その他

本事業に関し必要な事項は、特別支援教育課長が定める。

<連絡先>

高知県教育委員会事務局特別支援教育課

TEL 088-821-4741

FAX 088-821-4547

Mail 311001@ken.pref.kochi.lg.jp